

共同生活援助事業所わらしべの家 重要事項説明書

あなた様に対する共同生活援助事業サービスを提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 わらしべの里
法人所在地	栃木県栃木市大宮町2708-3
福祉種別	障害福祉サービス
代表者氏名	理事長 大橋 誠
連絡先	電話 0282-27-1627

2 事業の目的と運営の方針

サービスの種類	共同生活援助（介護サービス包括型）
サービスの目的	地域での生活を望む利用者に対して共同生活を送る住居を提供し、利用者の意思と人格を尊重し利用者の立場に立った指定共同生活援助サービスを提供することを目的とする。
施設の名称	共同生活援助事業所わらしべの家
代表者氏名	管理者 金坂 尚慶
施設の所在地	栃木県栃木市大宮町2708-8
電話番号	0282-28-6989
施設運営の方針	利用者が自立した地域生活を営むことができるよう、利用者の心身等の状況や環境に応じて、共同生活住居において食事を提供すると共に、日常生活上の援助を実施する。
開設年日	令和 5年 4月 1日
利用定員	7名

3 施設の概要

(1) 施設

建物	構造	木造平屋
	延べ床面積	173.7㎡
	利用定員	7名
	敷地面積	603.06㎡

(2) 居室・主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
居室（洋室）	7	11.18㎡	収納棚含む（1室は体験利用可）
台所	1	32.09㎡	
居間	1		
浴室	1	5.79㎡	脱衣所含む
シャワー室	1	4.14㎡	脱衣所含む
洗濯室	1	4.14㎡	洗濯機2台

トイレ	3	2. 1 8 m ²	東側 洋式便器
		2. 0 2 m ²	西側 洋式便器
		1. 2 6 m ²	西側 小便器
世話人室	1	7. 4 5 m ²	収納含む

(3) 職員体制

職 種	員数	区 分				常勤換算数
		常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			0. 5
サービス管理責任者	1		1			0. 5
生活支援員	1		1			0. 4
世話人	2			3		1. 2

※職員体制について、基準省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがあります。

(4) 職員の勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管理者	月～金 8時30分～17時30分
サービス管理責任者	月～金 8時30分～17時30分
生活支援員	平日8時30分～17時30分のなかで、週に16時間
世話人	月～金 早番：7時～9時30分、 遅番：16時30分～20時30分 (6.5時間/1日) 土/祝日 早番：7時～9時30分、 遅番：15時30分～20時30分 (7.5時間/1日) 日曜日 早番：7時～10時、 遅番：15時30分～20時30分 (8時間/1日)

※職員の勤務体系は、基準省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがあります。

4 障害福祉サービスの概要

(1) 給付費支給サービス

地域で自立した生活を送るため、住居を必要とする障がい者に対し、生活の場を提供し、生活の安定を図る。共同生活援助事業所わらしべの家で生活する利用者に、食事の提供・金銭及び健康管理上必要な援助や相談、その他の日常生活を安心して送ることができるために必要な援助を行い、障がい者の地域生活を支援する。

種 類	内 容
身辺自立に関する事項 (着替え・整容・排泄・入浴等)	・利用者の状況に応じて適切に支援します。
活動に関する事項	・日中活動については、個人の要望・状況に応じて、活動の場の確保と通所や通勤のための支援をします。 ・休日等の余暇については、適切なサービスの調整や相談に応じます。

健康管理に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・常時支援員または世話人を中心に、健康観察・服薬管理・疾病予防・相談等の健康管理に努めます。 ・緊急時には、必要に応じて主治医または協力医療機関を受診し、適切な指示を受けます。 ・利用者が主治医や外部の医療機関を通院する場合、付添等について必要に応じ外部サービスの調整や相談に応じます。 <p>《わらしべの家 協力医療機関（内科／外科等）》 とちぎメディカルセンターとちのき（０２８２－２２－７７２２）</p> <p>《わらしべの家 協力医療機関（歯科）》 井本歯科（０２８２－２７－４５４４）</p> <p>《わらしべの家 嘱託医》 うづまクリニック 大森医師（０２８２－２４－４８２１）</p>
相談に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者やその家族に対し、誠意をもって対応し、可能な限り必要な支援に努めます。

（２）給付費以外のサービス

種類	内容
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の一員としての義務（ゴミ出し、地域の掃除等）を果たし、近隣行事にも参加できるよう支援します。 ・わらしべの家の年間事業計画に沿って実施する行事等について参加できるよう支援します。
日常生活上必要となる諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担してもらうことが適当であるものに掛かる費用をご負担いただきます。
預り金管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望により金銭管理サービスが利用できます。 <p>管理できる内容：預貯金通帳、金融機関届出印鑑、年金証書 管理責任者：管理者 金坂尚慶 管理担当者：事務長・生活支援員等</p> <p>管理方法 ※入出金は責任を持って行い出入金記録を作成します。 ※月に１回、残高報告書を作成し利用者に報告します。 ※利用者は、いつでも入金記録を閲覧でき、その写しの交付を受けることができます。</p>

（３）利用者の人権尊重について

- ・利用者とは話をする時には、年齢にふさわしい言葉使いを心がけます。
- ・危険防止など緊急を要する場合以外、命令的・禁止的な言葉は使いません。
- ・利用者には、支援者の価値観を押しつけないようにします。
- ・利用者全員に対し、公平かつ平等な支援をします。利用者一人ひとりに対し必要に応じた個別的な支援をします。
- ・わらしべの家では、体罰や暴力・暴言は一切認めません。職員は、放任や見て見ぬ振りをせず、適切な支援を行います。
- ・自傷、他害、危険防止など、または生命に危険が及ぶ事態以外は、行動の抑制は行いません。万が一、必要と認める場合でも、必ず保護者や身元引受人の同意を求め、報告をします。

（４）その他

サービス提供記録の保管	契約終了後、法に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土日・祝祭日を除く ９時～１７時
サービス提供記録の複写物の交付	複写は、１枚につき１０円頂きます。

5 利用料

お支払いただく利用料は次のとおりです。

(1) 共同生活援助利用料

厚生労働大臣の定めた基準により算出された額の1割で、障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額の範囲です。但し、訓練等給付費（共同生活援助サービス費）は利用者に代わって市町より代理受領します。

(2) 共同生活援助利用料外実費料金

ア 通年利用の共同生活援助利用料以外の費用については、以下の料金をいただきます。

項目	金額	備考
家賃	42,000円/月	修繕費・電話・消防設備維持管理費等
敷金	50,000円/入居時	入居時に預入、退去時にクリーニング等実施し、差額清算
食材料費	20,000円/月	食材料費（朝・夕）
共同日用品費	3,000円/月	共用日用品代（手指消毒薬・トイレトーパー・シャンプー等）
水道光熱費	8,500円/月	電気・ガス・水道代等
預り金管理費	3,000円/月	希望者

- ・食費・光熱水費に関して他利用者と大きく均衡を欠いたり、社会通念を超えた利用の仕方をする場合には、割増しの料金をいただく事があります。
- ・昼食は、利用者個人で準備していただきます。ただし、個人で準備できない場合は、事業所にご相談ください。
- ・外食または行事食等で特別食を提供する場合には、1食あたりの食材料費を超える額について、実費をいただきます。

イ 体験利用の共同生活援助利用料以外の費用については、家賃・食材料費・日用品費・水道光熱費等の料金相当分として、1日あたり2,500円をいただきます。

(3) その他

ア 利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等には、本来の契約終了から現実に居室が明け渡されたまでの期間にかかる次の料金をいただきます。

- ・利用者の障害程度に応じたサービス利用料金
- ・その他、受けたサービスの実費

イ 利用者が万一次のような事象を起こしたときは、退所してもらう場合があります。

- ・入居している他利用者に対し、暴言又は暴力があり、情状酌量の余地が認められないとき。
- ・3か月を超える入院があり、退院の見込みがつかない場合。
- ・事業所が求める利用料負担金等の支払いが、3か月以上滞ったとき。

(4) 利用料負担金の支払い方法

上記利用料金の支払いは、当月分を翌月25日までに支払下さい。

〈支払方法〉自動口座引き落としでお願いします。

6 苦情申立先

当事業所利用窓口	・解決責任者 金坂 尚慶 ・窓口担当者 佐久間 瑞希 ・ご利用時間 8:30 ~ 17:30 ・電話番号 0282-27-1627
----------	----------------------------------------------------------------------------

第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> ・永島 徹 0283-62-7082 ・野尻 政彦 090-5335-4691
市町行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの市町行政
栃木県運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：宇都宮市若草町1-10-6 ・電話番号：028-622-2941

7 わらしべの家ご利用の際に留意していただく事項

事 項	内 容
来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪・面会は自由ですが、他利用者との共同生活の場ですので、プライバシーを侵害したり個人生活の制限になるような事は慎んでください。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> ・外出・外泊の時は、世話人等に行先や所在がわかるようにしてください。
医療機関の受診	<ul style="list-style-type: none"> ・定期通院・専門医への通院・遠方の医療機関での受診の際には、家族と相談して対応します。また、福祉サービスを利用した通院も配慮します。
居室・設備・器具等の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム内の居室や設備、器具等は大切に扱って下さい。 ・故意による破損や故障が生じた時には、賠償していただくことがあります。
飲酒・喫煙 火器取り扱い等	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内はすべて禁煙とします。喫煙は屋外の指定場所でのみ可能です。 ・飲酒は可能ですが、他の利用者の迷惑にならない程度とします。 ・建物内でのすべての火器の取り扱いを禁じます。
貴重品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重品は、個人の責任で管理して頂きます。 ・現金や預金等について、希望される場合は、預り金管理サービスをご利用ください。
宗教活動 政治活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・個人による思想・信仰は自由ですが、他利用者が望まない宗教活動や政治活動・営利活動等への勧誘は禁止とします。
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム内へのペットの持ち込みや飼育については、管理者に相談してください。

8 非常災害時の対応

- (1) 世話人や支援員またはわらしべの家職員等の指示により避難、または地域自治会の指示・誘導により避難します。
- (2) 避難訓練等は、年間予定に沿って実施します。（年間2回以上）
- (3) 夜間防災時連絡先
夜間休日等、職員不在には、固定電話及びリビングの外部連絡設備（Wifiインターホン）を使用し連絡をとることができます。

令和 年 月 日

指定障害福祉サービス共同生活援助事業 わらしべの家 のサービス提供及び利用に開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 : 社会福祉法人わらしべの里 共同生活援助事業所わらしべの家

説明者職名 : 管理者兼サービス管理責任者 金坂尚慶 ㊞

私は、本書面に基づいて 共同生活援助事業所わらしべの家 のサービス提供及び利用について重
要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住 所 : _____

氏 名 : _____ ㊞

保護者 等

住 所 : _____

氏 名 : _____ ㊞ (続柄)